

東京都私立学校助成審議会のオンラインを活用した会議の出席に関する要綱

令和3年5月10日

3生私振第353号

生活文化局長決定

(オンラインによる会議)

第1条 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、会長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下同じ。）を活用した会議を開催することができる。

2 前項の会議におけるオンラインによる委員の出席は、東京都私立学校助成審議会条例（昭和33年4月1日条例第10号）第7条第1項及び第2項の出席に含めるものとする。映像の送受信ができない場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

附 則（3生私振第353号）

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。